

令和8年度

道路新設改良事業（単独）

市道下郷線

道路改良工事 仕 様 書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市口和町大月

工 事 概 要

工 事 名	市道下郷線 道路改良工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市口和町大月						
	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単 位	摘 要
				当初	変更		
	道路改良工事		L=	70.0		m	
	道路土工		W=	4.0		m	
		掘削工	掘削 (軟岩・土砂)	1,280		m3	
		法面整形工	法面整形 (切土)	430		m2	
		残土処理工	残土処理工	1,280		m3	
	法面工	植生工	植生マット	510		m2	
			植生基材吹付工t=3cm	430		m2	
	仮設工	切土及び発破防護柵	撤去	1		式	

特記仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、市道 下郷線 道路改良工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
 - ・ 1-1-3-7 契約後 V E 工事
 - ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
 - ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和 7 年 8 月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等		特記仕様書第 1 章総則で読みかえる用語等	
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成 8 年 6 月 11 日規則第 39 号）	庄原市建設工事執行規則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 135 号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和 39 年 4 月 1 日規則第 32 号）	庄原市契約規則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 47 号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成 8 年 6 月 11 日規則第 39 号）	庄原市建設工事執行規則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 135 号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 災害復旧工事に係る緩和措置

本工事は、災害復旧工事に該当し、緩和措置については、次のとおり取り扱う。

- 1 現場代理人（請負金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては、9,000 万円）未満の場合に限る。）が、特記仕様書 第 1 章 総則 第 5 節

「現場代理人の兼務」1に掲げる条件（（3）の条件を除く。）を満たすときは、同節の申請手続をすることなく、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を認める。

- 2 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、配置技術者の継続配置が困難となった場合は、土木工事共通仕様書1-1-3-1 主任技術者及び監理技術者の変更「1. 技術者変更の事由」(1)の真にやむを得ない事由に該当するものとし、配置技術者の途中交代を認める。
- 3 請負金額が 3,500万円未満の災害復旧工事等については、原則、評定の対象外とする。なお、変更契約により 3,500万円以上になった場合も、評定の対象としない。
- 4 請負金額が 5,000万円未満の工事については、中間検査を省略する。

第 5 節

現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当し、現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - （1） 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること。
 - （2） 兼務する工事件数が本件工事を含め5件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること。
 - （3） 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - （4） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、（3）に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 2 受注者は、請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上に該当し、工事箇所が10km程度以内で密接な関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
 - （1） 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
 - （2） 兼務する工事箇所が全て庄原市内であること。
 - （3） 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - （4） 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、（3）に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。
- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、速やかに受注者に通知する。

- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、兼務の承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき。
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（庄原市の休日を定める条例（平成17年3月31日条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき。
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき。
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき。
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき。
 - (6) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき。
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 6 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 主任技術者又は監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
 - (2) 工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者が1日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数が3を超えないこと。
 - (4) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を工事現場に配置すること。
 - (5) 工事現場の施工体制を、主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (6) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎及び営業所に備え置くこと。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (8) 兼務する工事についても、上記（2）～（7）の要件を全て満たすこと。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例1号に係る条件を満たすこと。
- 2 専任特例1号を適用する主任技術者又は監理技術者を配置する場合には、前項（2）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（6）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。
- 3 建設業法第26条第3項第2号の規定（以下、「専任特例2号」という。）の適用を受ける監理技術者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 建設業法施行令第29第1項で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同一であること。
 - (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 監理技術者が兼務する工事の数は、本工事を含め2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、こ

- れら複数の工事を一の工事とみなす。
- (5) 監理技術者が兼務する工事の施工箇所は、工事箇所の間隔が10km程度以内であること。
 - (6) 監理技術者は施工に係る主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - (7) 監理技術者は監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制とすること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける専任特例2号に係る条件を満たすこと。
- 4 専任特例2号を適用する監理技術者を配置する場合には、前項(6)～(8)を確認するため、施工計画書に業務分担、連絡体制等を記載すること。
- 5 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者の配置を行う場合は次の要件をすべて満たすこと。
- (1) 配置する営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所）で請負契約を締結
 - (2) 配置する工事現場の数が1であること。
 - (3) 配置する営業所と工事現場間が、1日の勤務時間内に巡回可能な距離で、かつ工事現場において災害・事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との移動時間がおおむね2時間以内であること。
 - (4) 下請次数が3を超えないこと。
 - (5) 連絡員（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、1年以上の当該業務の実務経験を有する者）を当該営業所及び工事現場に配置すること。
 - (6) 工事現場の施工体制を、営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は経營業務の管理責任者が情報通信技術（CCUS等）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場及び営業所に備え置くこと。
 - (8) 当該営業所から当該工事現場の状況確認のために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - (9) 上記のほか、監理技術者制度運用マニュアルにおける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）に係る条件を満たすこと。
- 6 建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者等（営業所技術者及び特定営業所技術者）又は建設業法第26条の5第1項の規定を準用する経營業務の管理責任者を配置する場合には、前項（3）～（8）を確認するため、施工計画書に前項（7）の「人員の配置を示す計画書」を添付すること。

第 7 節 中間検査

本工事は、中間検査の対象工事とし、実施については次のとおり取り扱う。

- 1 中間検査の実施は、工事の主要工程を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うものとし、時期選定は、監督職員が行う。
- 2 原則として、請負代金額が 2,000万円以上 2億円未満の工事は、中間検査を1回実施し、2億円以上の工事は2回実施する。ただし、災害復旧工事等については、請負代金額が 5,000万円以上 2億円未満の工事について、中間検査を1回実施し、2億円以上の工事は、2回実施する。

第 8 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-26 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 9 節 工事現場の現場環境改善費

本工事は、現場環境改善及び地域連携に資する経費に関して、設計計上を行っており、実施については土木工事共通仕様書 1-1-3-10 工事現場の環境改善等に従うこと。

第 10 節 週休二日制工事

本工事は、週休二日制工事（受注者希望型）であり、「庄原市週休二日制工事実施要領」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「週休二日制工事希望届出書」、「休日取得工程表」、「休日取得状況表」は、「庄原市HP＞市政情報＞入札・契約・公売＞各種様式（建設工事等の入札・契約関係）＞建設工事関係」に掲載している。

第 11 節 工事関係書類の事前協議（情報共有システム利用工事に限る。）

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月（令和7年8月改定）広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 12 節 法令及び条例等の遵守

1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。

（1）工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」

（2）上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」

（3）上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」

2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 13 節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書 1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画

（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

(1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地

(2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

(3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地

(4) 建設発生土の搬出量

(5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

1 1 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

1 2 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

1 3 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合

(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合

(3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード

(4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 2 章 施工条件

第 1 節 建設副産物

1 建設発生土〔搬出〕（建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積））（指定処分（A））

当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

搬出場所 小林建設㈱ 口和常定建設発生土受入地 庄原市口和町常定字川平5045-1

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時堆積）への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。

第 3 章 その他

1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。

3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

令和 8 年度

市道下郷道路改良工事

庄原市口和町大月

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積算情報

工事名	市道下郷道路改良工事		
執行年度	令和 8 年度	諸経費区分	公共 令和07年度
工種区分	道路改良工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 8年 4月 1日付 公共	単価地区	51:庄原市(旧総領町,旧東城町,旧高野町を除く)
機損適用年月日	令和 7年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 7年 8月 公共

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 補正無し 現場管理費 …………… 補正無し 現場環境改善費 …… 大都市・市街地以外
現場環境改善費	計上する
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合

諸経費設定情報

名 称	値
【 週休2日補正 】	完全週休2日(土日)
< 公共工事 >	
【 工区名称：道路改良工事01】	
[工種]	道路改良工事
[主要項目]	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上する
率指定	しない
施工地域区分	大都市・市街地以外
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正係数の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[一般管理費等]	
率指定	しない
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	

市道下郷線道路改良工事

本 工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
道路改良工事01	1	式				
道路改良	1	式			Lv1	
道路土工	1	式			Lv2	
掘削工	1	式			Lv3	
掘削	1	式			Lv4	
掘削 オープンカット 土砂 5,000m3未満 押土無し 障害無し	130	m3			P 1号	
掘削 オープンカット 破砕片除去無し 軟岩 1,000m3以上5,000m3未満 障害無し 集積押土無し	1,150	m3			P 2号	
積込(ルーズ)	1	式			Lv4	
積込(ルーズ) 破砕岩 土量50,000m3未満	1,200	m3			P 3号	
法面整形工	1	式			Lv3	
法面整形(切土部)	1	式			Lv4	
法面整形 切土部 軟岩 現場制約無し	430	m2			P 4号	

本 工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
残土処理工	1	式			Lv3	
土砂等運搬	1	式			Lv4	
土砂等運搬 標準ハック材山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 6.5km以下 DID区間無 刈付損耗費(良好)含む	130	m3			P 5号	
土砂等運搬 標準ハック材山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 6.5km以下 DID区間無 刈付損耗費(良好)含む	1,150	m3			P 5号	
残土等処分	1	式			Lv4	
建設発生土受入費 砂・砂質土・礫質土 小林建設(株)口和向泉建設発生土受入地 受入地 庄原市口和町	130	m3				
建設発生土受入費 破碎岩(軟岩) 小林建設(株)口和向泉建設発生土受入地 受入地 庄原市口和町	1,150	m3				
法面工	1	式			Lv2	
植生工	1	式			Lv3	
植生基材吹付	1	式			Lv4	
植生基材吹付工 厚3cm 施工規模250～500m2未満 時間制約無	430	m2			施 6号	
植生マット	1	式			Lv4	

本 工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
植生マット工 施工規模500～1000m2未満 時間制約無	510	m2			施 7号	
仮設工	1	式			Lv2	
防護施設工	1	式			Lv3	
切土及び発破防護柵	1	式			Lv4	
切土及び発破防護柵の撤去 油圧伸縮ジブ型12～13t吊	300	m2			施 8号	
H形鋼賃料 H-200 修理費及び損耗費無し 供用日数60日	21	本			施 9号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
現場環境改善費率分	1	式				大都市・市街地以外
純工事費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要とする
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

市道下郷線道路改良工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】							
掘削 オープンカット 土砂 5,000m3未満 (押土無し , 障害無し)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			42.72				
バックホウ(加-5)[標準・超低騒音型・排対型:3次] 標準バケット 山積0.8m3[平積0.6m3]			42.72				
【労務】			37.91				
運転手(特殊)			37.91				完全週休2日(土日)
【材料】			19.37				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			19.37				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土質 土砂 [J4] = 2 押土の有無 押土無し [J6] = 3 施工数量 5,000m3未満				[J2] = 1 施工方法 オープンカット [J5] = 1 障害の有無 障害無し			

市道下郷線道路改良工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】							
掘削 オープンカット 破砕片除去無し 軟岩 1,000m3以上5,000m3未満 (,障害無し 集積押土無し)							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			50.39				
バックホ(加-ラ)[標準・超低騒音型・排対型:3次] 標準バケット 山積0.8m3[平積0.6m3]			29.80				
大型ブレイカ(ハ-スマシ含まず)[油圧式] 質量1300kg級			15.60				
その他(機械)							
【労務】			34.02				
運転手(特殊)			30.65				完全週休2日(土日)
その他(労務)							
【材料】			15.59				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			14.05				
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 3 土質 軟岩				[J2] = 1 施工方法 オープンカット			

市道下郷線道路改良工事

【 第 3 号 施工パッケージ 】							
積込(ルーズ) 破碎岩 土量50,000m3未満							
1 m3 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			44.36				
バックホ(クワ型)[標準型・排対:2014年規制] 標準バケット 山積0.8m3[平積0.6m3]			44.36				
【労務】			37.42				
運転手(特殊)			37.42				完全週休2日(土日)
【材料】			18.22				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			18.22				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 3 土質 破碎岩				[J2] = 1 作業内容 土量50,000m3未満			

市道下郷線道路改良工事

【 第 4 号 施工パッケージ 】							
法面整形 切土部 軟岩							
(,現場制約無し)							
1 m2 当り							
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			8.29				
<賃>バックホウ(クローラ型) 山積0.8m3(平積0.6) 排1~3,2011,2014			8.29				
【労務】			83.20				
普通作業員			42.46				完全週休2日(土日)
土木一般世話役			20.71				完全週休2日(土日)
運転手(特殊)			20.03				完全週休2日(土日)
【材料】			8.51				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			8.51				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2 整形箇所 切土部				[J3] = 2 現場制約の有無 現場制約無し			
[J4] = 4 土質 軟岩				[J5] = 1 費用の内訳 全ての費用			

市道下郷線道路改良工事

【 第 5 号 施工パッケージ 】							
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂 (6.5km以下 DID区間無 ,タイヤ損耗費(良好)含む)							1 m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準
【機械】			44.67				
ダンプトラック[オート・ティール] 10t積級			44.67				
【労務】			40.44				
運転手(一般)			40.44				完全週休2日(土日)
【材料】			14.89				
軽油 パトロール給油,2~4KL積載車給油			14.89				
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 土砂等発生現場 標準			[J2] = 1 積込機種・規格 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3)				
[J3] = 1 土質 土砂(岩塊・玉石混り土含む)			[J4] = 1 DID区間の有無 DID区間無				
[J5] = 9 運搬距離 6.5km以下							

市道下郷線道路改良工事

【 第 6 号 施工単価表 】						
植生基材吹付工 厚3cm 施工規模250～500m2未満 (時間制約無 ,)						1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
法面工 植生工(機械播種施工) 植生基材吹付工 厚3cm 【材工共】	1	m2				完全週休2日(土日)
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 工種区分 植生基材吹付工 厚3cm			[B] = 3 施工規模 施工規模250～500m2未満			
[C] = 1 時間制約 時間制約無			[E] = 1 法面垂直高区分 法面垂直高補正無			
[F] = 1 枠内吹付区分 枠内吹付無						

市道下郷線道路改良工事

【 第 7号 施工単価表 】						
植生マット工 施工規模500～1000m2未満 (時間制約無 ,)						1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
法面工 植生工(人力施工) 植生マット工 肥料袋付 【材工共】	1	m2				完全週休2日(土日)
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 工種 植生マット工			[B] = 2 施工規模	施工規模500～1000m2未満		
[C] = 1 時間制約 時間制約無						

市道下郷線道路改良工事

【 第 9 号 施工単価表 】						
H形鋼賃料 H-200 1 本 当 り						
(修理費及び損耗費無し , 供用日数60日)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
(賃料)H形鋼 H-200,49.9kg/m 90日(3か月)以内	0.549	t				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件]						
[A] = 1 H形鋼型式 H形鋼200			[y1] = 1 算出単位 本 当 り			
[B] = 11.000 m H形鋼1本当りの長さ			[C] = 60.000 日 供用日数			
[D] = 1 修理費及び損耗費の有無 修理費及び損耗費無し			[F] = 1.000 回 一現場での使用回数			

市道下郷線道路改良工事

【 第 10 号 施工単価表 】						
切土及び発破防護柵の撤去 油圧伸縮ジブ型12～13t吊						100 m2 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土木一般世話役		人				完全週休2日(土日)
とび工		人				完全週休2日(土日)
普通作業員		人				完全週休2日(土日)
<作>ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型) 12～13t吊,オペレータ付 排1～3,2011,2014		日				
高所作業車(リフト車)運転(賃料) トラック架装 伸縮ブームバスケット型 床高12m		日				
諸 雑 費 (率 + 丸 め)						
労務費の% 計		%				
単位当たり						
[条件] [A] = 1 ラフテレーン規格 油圧伸縮ジブ型12～13t吊			[Xc] = 5			ラフテレーン規格区分 排対型:2011年規制

設計数量総括内訳書（その1）

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	設計 計上数量	備考
本工事費					式		1	
	土工				式		1	
		切土			式		1	
			片切	土砂	m3	0.0	0	
				軟岩	m3	0.0	0	
			オープン掘削	土砂	m3	129.4	130	
				軟岩	m3	1154.2	1,150	
			機械積込	ルーズ	m4	1154.2	1,200	
			表土剥取	粘性土	m3	0.0	0	
		盛土			式		1	
			路体盛土	W<2.5m	m3	0.0	0	
				2.5m≤W<4.0m	m3	0.0	0	
				4.0m≤W	m3	0.0	0	
			路床盛土	W<2.5m	m3	0.0	0	
				2.5m≤W<4.0m	m3	0.0	0	
				4.0m≤W	m3	0.0	0	
			路肩盛土	W<2.5m	m3	0.0	0	
			その他盛土	W<2.5m	m3	0.0	0	
				2.5m≤W<4.0m	m3	0.0	0	
				4.0m≤W	m3	0.0	0	
		法面整形工			式		1	
			切土法面整形	土砂	m2	0.0	0	
				軟岩	m2	432.0	430	
			盛土法面整形		m2	0.0	0	
		残土処分			式		1	
			土砂		m3	129.4	130	
			軟岩		m3	1154.2	1,150	
			粘性土		m3	0.0	0	
	法面工				式		1	
		盛土法面保護工	人口芝		m2	0.0	0	
		切土法面保護工	土砂	張芝	m2	511.8	510	
			軟岩	植生基材吹付工	m2	432.0	430	
		防草対策工	防草工	t=7cm	m2	0.0	0	
	仮設工							
		仮設防護柵撤去	切土発破防護柵		m2	300.0	300	